

南部町空き家バンク申請手順【空き家提供者（賃貸・売買）】

1. 賃貸・売買物件の登録申し込み

賃貸・売買物件の提供を希望される方は、登録申し込み書（第1号様式）及び空き家バンク登録カード（第2号様式）に必要事項を記入のうえ、南部町役場企画課宛提出してください。（郵送可）

2. 登録のための調査

町の担当者が現地調査に伺います。

※（社）山梨県宅地建物取引業協会（宅建協会）の担当者が同行する場合があります。

3. 町で審査し、空き家バンク登録完了書を発行します。

4. 情報公開

登録された物件は、町のホームページ・担当窓口で情報の公開・提供を行います。
公開する内容は以下のとおりです。

（1）登録番号（2）賃貸又は売買の別（3）所在地（4）契約方法（5）希望価格
（6）概要（7）利用状況（8）設備状況（9）主要施設までの距離（10）位置図及び
間取り図（11）写真

5. 物件の交渉

登録申請時に選択した方法により異なります。

◎【直接型】所有者と利用希望者の両者間で行う場合

利用希望の連絡があった場合、物件提供者に町から連絡し、その後両者で交渉することとなります。

※町では、売買・賃貸借の媒介、契約は行いませんのでご注意ください。

◎【間接型】（社）山梨県宅地建物取引業協会（宅建協会）が媒介を行う場合

利用希望の申し込みがあった場合、町から物件提供者へ連絡し、宅建協会の媒介により交渉することとなります。 ※法律で定められた媒介手数料がかかります。

お問合せ・登録申請書郵送先

南部町役場 企画課

〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福土 28505 番地 2

電話 0556-66-3402（企画課直通）